

手術給付金・放射線治療給付金のお支払対象となる先進医療がございます

- 総合医療保険・がん医療保険・こども総合医療保険・総合医療特約・新がん入院特約では、手術または放射線治療を受けられた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）に該当する手術または放射線治療が手術給付金等のお支払いの対象となります。
- がん医療保険・新がん入院特約では、がんを直接の原因とする、先進医療に該当する手術または放射線治療がお支払いの対象となります。

■ 手術給付金のお支払対象となる先進医療の一覧(2024年6月1日現在)

※厚生労働大臣が定める施設基準については厚生労働省のホームページをご確認ください。

偽腔拡大に対する血管内治療	内視鏡的胃局所切除術
子宮腺筋症病巣除去術	内視鏡的憩室隔壁切開術
生体肝移植術	肺動脈自律神経叢除神経療法
自家臍島移植術	ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術
シクロホスファミド静脈内投与及び自家末梢血幹細胞移植術の併用療法	不可逆電気穿孔法
腎悪性腫瘍手術により摘出された腎臓を用いた腎移植	二段階胚移植術
集束超音波治療器を用いた前立腺がん局所焼灼・凝固療法	経皮的前立腺がんマイクロ波焼灼・凝固療法
アルゴンプラズマ高周波焼灼・凝固療法	

■ 放射線治療給付金のお支払対象となる先進医療(2024年6月1日現在)

※厚生労働大臣が定める施設基準については厚生労働省のホームページをご確認ください。

重粒子線治療
陽子線治療

※放射線治療給付金は60日の間に1回のお受取りとなります。

- 厚生労働大臣が定める先進医療の変更により、お支払対象となる先進医療を変更することがあります。
- 商品内容の詳細については、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。



日本生命保険相互会社

本店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

ニッセイータルパートナー